

令和6年度第1回春日井市いじめ問題対策委員会議事録

1 開催日時 令和6年11月19日（火）午後2時30分～午後3時30分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【委員】	中部大学	伊藤 佐奈美	
	愛知県弁護士会	植村 元雄	
	愛知県臨床心理士会	松岡 麻依子	
	愛知県社会福祉士会	瀬瀬 光幸	
【事務局】	春日井市教育委員会	教育長	児島 靖
		教育部長	森本 邦博
		学校教育課	課長 前原 敦
			主幹 梶田 英男
			指導主事 石川 和男
			課長補佐 山崎 俊介
			担当主査 渡辺 えみ

4 議題

「春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き」（以下「重大事態対応手引き（改訂版）」という。）及び「春日井市いじめ防止基本方針」の改定について

- (1) 【国】いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定の概要について
- (2) 重大事態対応手引き（改訂版）の概要について
- (3) 重大事態対応手引き（改訂版）第6章 調査の構成及び第7章 調査組織の設置について
- (4) 春日井市いじめ防止基本方針 第1 いじめの定義について

5 会議資料

- (1) 資料1 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要
- (2) 資料2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版ポイントのまとめ
- (3) 資料3 春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き（改訂版）
- (4) 資料4 重大事態発生時の調査等に関するフロー
- (5) 資料5 春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き
- (6) 資料6 重大事態発生時の調査等に関するフロー
- (7) 資料7 春日井市いじめ防止基本方針抜粋 第1 いじめの定義

6 議事内容

議事に先立ち、教育長の挨拶を行った。また、次の項目について確認及び報告

を行った。

- (1) 会議の公開について
事務局から、会議は個人情報を取り扱わないため公開することについて、承認された。
- (2) 議事録について
事務局から、議事録は要点筆記で委員全員の確認、議事録署名人は委員長と委員長が指名する委員の2人とするについて諮り、承認された。
- (3) 傍聴者について
事務局から、傍聴者なしと報告を行った。
- (4) 議事進行について
事務局から、規則に基づき議事進行は委員長が議長として行うことを報告した。
- (5) 議事録の署名について
議事録署名人として、伊藤委員長が植村委員を指名した。

議題 「春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き」（以下「重大事態対応手引き（改訂版）」という。）及び「春日井市いじめ防止基本方針」の改定について

	<p>(1) 【国】いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定の概要について</p> <p>(2) 重大事態対応手引き（改訂版）の概要について</p>
課長補佐	<p>【資料1、資料2、資料3、資料4に基づき説明】</p>
伊藤委員長	<p>資料3には、いじめを行った疑いのある児童生徒について、「関係児童生徒」という記述と「加害児童生徒」と記述がある。それぞれの記述について、使い分けの意図はあるか。</p>
課長補佐	<p>いじめを行った疑いがある場合は「関係児童生徒」、加害が明確になった場合は「加害児童生徒」としている。それぞれの使い分けについては、今後、文科省のガイドラインを参考にしながら、精査していきたい。</p>
課長補佐	<p>(3) 重大事態対応手引き（改訂版）第6章 調査の構成及び第7章 調査組織の設置について</p> <p>【資料3に基づき説明】</p> <p>調査の構成について、従来どおりの基本調査と詳細調査の2段階</p>

とするのかどうか、また、学校がいじめ・不登校対策委員会がいじめとして対応していた場合において、改めて基本調査を行う必要があるのかどうか、ご意見をいただきたい。

植村委員

先ほど、事務局から説明があったとおり、すでに学校側が十分に事態を把握しており、それ以上の調査が必要ない場合は、基本調査を経ず、詳細調査に移行しても構わないと考える。また、それぞれの調査は時間を要するため、速やかに対応するという観点からも基本的な調査を繰り返す必要はないと思われる。

瀬瀬委員

資料3 8ページ 第7章2支援チームの構成員にある(1)から(4)までの構成員は学校とは別の第三者という理解でよろしいか。

課長補佐

お見込みのとおりである。

伊藤委員長

支援チームが入らず、校内のいじめ・不登校対策委員会が対応している場合と支援チームが校内のいじめ・不登校対策委員会とともに対応している場合のどちらを想定して、基本調査を省略することを検討するとよいか。

課長補佐

学校がいじめを把握した場合、初期対応として学校が事実確認のための調査を行う。この調査は、校内のいじめ・不登校対策委員会が行うことが一般的であるが、学校の対応では、いじめの解決までに至らず、その後、保護者の申し立て等により重大事態として調査を行うこととなった場合、改めて基本調査を行う必要性について御意見をいただきたい。

伊藤委員長

学校の教職員が調査を行った場合、重大事態の調査に移る前に調査の内容やその記録が十分なものであるか支援チームである学校教育課の指導主事やスクールソーシャルワーカーが点検を行うとよい。

学校内の背景が分かっている学校の教職員が調査を行う場合、バイアスのかかった記録がまとめられることも往々にしてある。しかし、植村委員のご意見と同じく、改めて基本調査を行うと調査に時間がかかることや同内容の調査を繰り返すことも考えられるため、重大事態の調査においては、必ず基本調査からということではなく、学校の職員が行った調査から必要な部分を確認し、詳細調査に移ることができるかというのではないかとよいのではないかと。

課長補佐

実際の対応として、各学校から指導主事に相談が入る場合は少なからずある。先ほど、委員長からご意見をいただいたとおり、指導主事が関わっていた場合であっても、学校の記録等を第三者の目でしっかりと点検する過程は必要があると考えます。

教育長

文科省のガイドラインには基本調査、詳細調査という文言が出てこない。これは、春日井市独自である。文科省のガイドラインにおいて、いじめの重大事態とは、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、もしくは、不登校の期間が30日を超えている場合の2点である。学校が事前にいじめを把握していなければ、学校による事前調査を行うこととされており、その上で、教育委員会に報告して、重大事態かどうか判断することとなっている。重大事態であると判断した場合、学校調査か教育委員会調査を行うこととされているが、いずれの調査においても第三者を入れた方が望ましいとされている。

一方、春日井市の場合は、学校が事前にいじめを把握していなければ、学校による事前調査を行うこととされており、その点においては文科省のガイドラインと同様であるが、教育委員会や学校が重大事態と判断した以降は、基本調査と詳細調査で構成されている。保護者側からすると、学校がいじめを把握していなければ、事前調査を行うことは当然のことと理解されると思うが、その後、改めて学校や教育委員会が基本調査を行うこととなるため、同じような調査を繰り返すことについての妥当性を検討したい。当然、それぞれの調査を行うことで、児童生徒や保護者にとって納得のいく結論が出れば、調査は有効であると考えますが、基本調査と詳細調査の構成は、春日井市独自であるため、その点についてご意見をいただきたい。

伊藤委員長

学校による事前調査において、基本調査で押さえるべき内容が確認できていれば、先ほどの植村委員のご意見のとおり基本調査は必要ないと考えます。ただし、学校教育課の指導主事やスクールソーシャルワーカーが調査の内容や記録について点検を行うとよいということ意見を申し上げます。

額部委員

例えば、昨年度第2回の当委員会で検討を行った事例は、基本調査と詳細調査を行っているのか。

課長補佐

いじめ重大事態に該当しないため、基本調査と詳細調査は行って

いない。

指導主事

前回検討していただいた事例は、保護者が重大事態としての取り扱いを望まなかったが、実際に行った調査は、教育委員会の主導であったため、重大事態の基本調査に近い形になったのではないかと考える。

伊藤委員長

前回の事例を、今回、改訂された文科省のガイドラインに当てはめて対応を振り返ると、学校の調査や児童生徒・保護者への対応について、反省点や課題が見えてくるのではないかと。瀬瀬委員もそのような思いがあり、先ほどのご発言となったのではないかと。思う。

瀬瀬委員

重大事態にはなっていないにしろ、できるだけ早く学校の調査で事実が確認できていればよかったのではないかと記憶している。

伊藤委員長

被害者と加害者の双方に早い時期から、ケアやしっかりとした聞き取りができていればよかったと考えられる事例であった。ぜひ、今後の対応に生かしていただきたい。また、児童生徒や保護者の負担はできるだけ避けた方がいいと思われるため、それらを勘案して、引き続き手引きの改定について検討をお願いしたい。

課長補佐

今年度3月に予定している第2回の当委員会までに改定案をお示しできるよう、本日、各委員からいただいた意見を参考に、引き続き様々な状況の事案に対応できる調査の構成について検討を行う。

(4) 春日井市いじめ防止基本方針 第1 いじめの定義について

課長補佐

【資料7 (※3 「重大事態」とは) に基づき説明】

松岡委員

早期の対応が重要になると思われるため、その意識付けとして、欠席期間が7日を経過した際の対応についての記載は、案のように残す必要があると考える。

植村委員

欠席期間が7日を超えることは十分考えられるが、早めに実態を把握し、事前に児童生徒への慎重なケアをするという意味においては、案のように7日の記載を残すほうが良いと考える。

伊藤委員長

重大事態について、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及

び第2号の定義は、春日井市においても同様に記載されているが、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると見込まれるときという定義については、春日井市独自である。記載の順としては、この定義が最初にあるといいのではないかと感想を持った。

課長補佐

記載の順も含めて、引き続き改定について検討を行う。

伊藤委員長

文科省のガイドラインにおいて、重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えについて記載がある。やはりいいものが出てきても、学校の先生一人一人の理解が重要であると思う。年度当初の職員会議や教員研修等の実施により全ての教職員が学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、対応することが求められている。今般、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改定があったわけであるが、調査を行うだけでいじめの対応ができるわけではない。文科省においても、重大事態の調査の実施やその対応を行うチームとそれと並行して児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分かれて対応する体制が必要であることが示されている。

植村委員

それぞれのチームはどのような編成であるのか。

課長補佐

いじめ不登校・対策委員会が中心となり、実際は、担任等児童生徒に関わる先生が対応することが多いと思われる。

指導主事

スクールカウンセラーが支援チームに入り、心のケアを行うこともある。また、伊藤委員長が言われたとおり、担任をはじめ、児童生徒が校内で信頼できる教職員が対応に当たることができるようチームを編成する。チームに第三者が入るのかどうかは、事例に応じて適切に判断したい。

課長

次回の会議の開催は令和7年3月5日を予定。

上記のとおり第1回春日井市いじめ問題対策委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、委員長及び植村委員が署名する。

令和7年3月5日

委員長 伊藤 佐奈美

署名人 植村 元雄